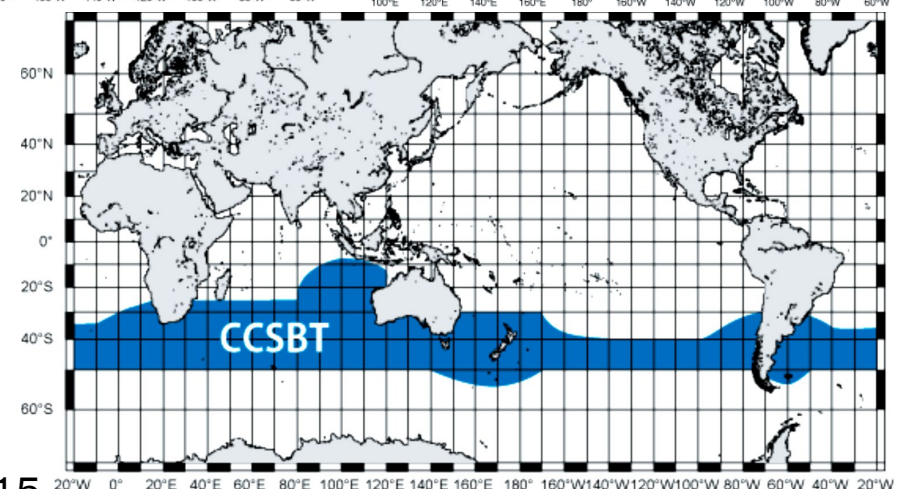
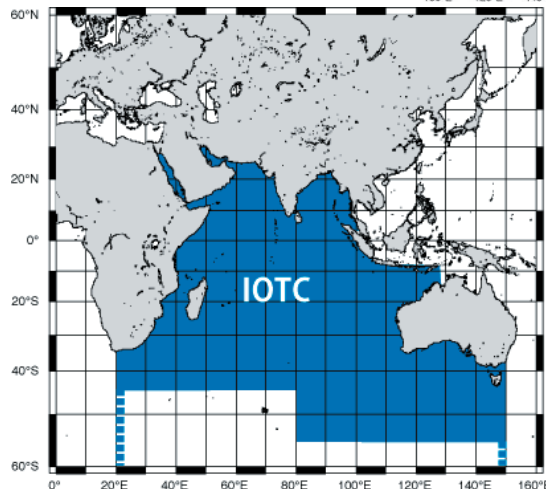
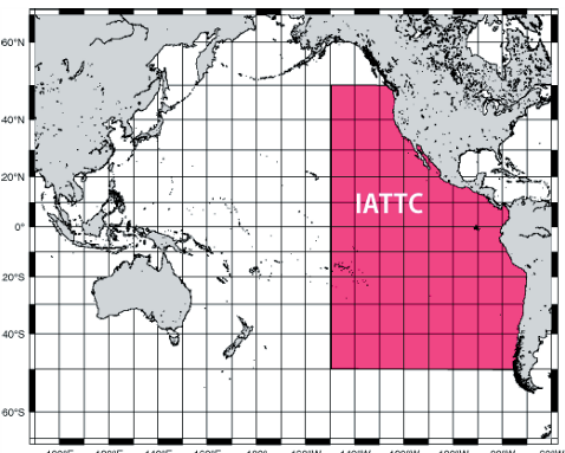
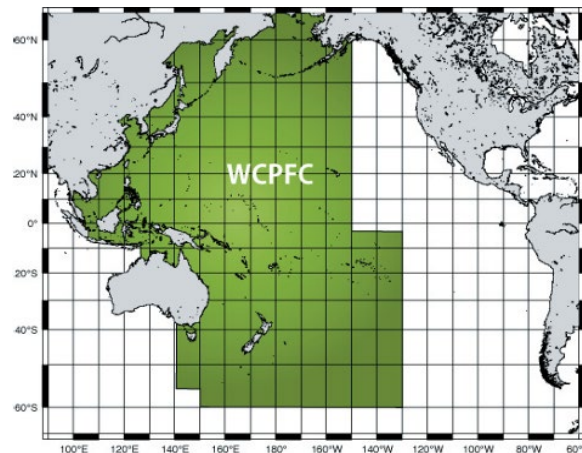
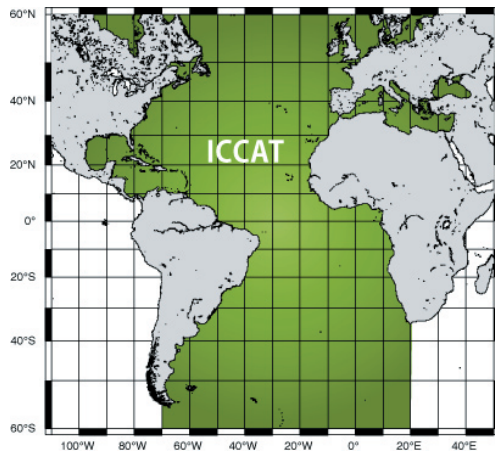


7-1. かつお・まぐろ類の地域漁業管理機関(RFMO)

Tunas Regional Fisheries Management Organization

- 5つのRFMOが全世界の海洋を管理。我が国はすべてのRFMOに加盟。
- RFMOは魚種ごとの資源状況等を踏まえ種々の資源管理措置を実施。
- 我が国にとって特に重要なのは、我が国排他的経済水域を管理する中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)と大西洋くろまぐろを管理する大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)。



7-2. RFMOにおける主な規制措置



WCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会)
 <年次会合: 毎年12月開催>

- ①熱帯マグロ(メバチ・キハダ・カツオ)
 - (a) 熱帯水域のまき網漁業(2024~2028年の措置)
 - ・集魚装置(FAD)操業の禁止(1.5ヶ月)
 - ・公海は追加で1ヶ月FAD操業禁止
 - ・島嶼国以外のメンバーは自国籍大型まき網漁船隻数凍結
 - (b) はえ縄漁業
 日本のメバチの漁獲枠は18,265トン※。
 ※オブザーバーカバー率(現行5%義務)の増加に応じて、漁獲上限を最大 10%増やすことが可能。
- ②太平洋クロマグロ
 - (a) 30kg未満小型魚の漁獲制限 全体:5,125トン 日本:4,407トン
 - (b) 30kg以上の大型魚の漁獲制限 全体:11,869トン 日本:8,421トン



IATTC(全米熱帯まぐろ類委員会)
 <年次会合: 毎年7月又は8月開催>

- ①メバチ・キハダ(2026年の措置)
 - (a) まき網漁業
 - ・64日間の全面禁漁(メバチの漁獲量に応じて禁漁期間を延長)
 - ・沖合特定区での1か月間の禁漁
 - ・集魚装置(FAD)の使用数制限
 - (b) はえ縄漁業: 国別メバチ漁獲枠の設定(日本:32,372トン)。
- ②太平洋クロマグロ
 - (a) 暫定回復目標達成後10年以内に60%以上の確率で初期資源量の20%まで回復させる。
 - (b) 商業漁業については、2025~2026年の漁獲量の合計が12,585トンを超えないように管理する。
 - (c) 漁獲のうち、30キロ未満の小型魚の漁獲比率を50%以下とするよう努力。



ICCAT(大西洋まぐろ類保存国際委員会)
 <年次会合: 毎年11月開催>

- ①MP(管理方式)による大西洋クロマグロの総漁獲可能量(TAC)の管理。(2026~2028年漁期:48,403トン、日本:3,559.41トン(東大西洋)、2026~2028年漁期:3,081.6トン、日本:762.39トン(西大西洋))。
- ②30kg未満の大西洋クロマグロの採捕、保持、水揚げを原則禁止。
- ③保存管理措置に反した輸出入の禁止、養殖の監視措置等クロマグロの管理を強化。
- ④運搬船へのオブザーバー乗船による、はえ縄漁船の洋上転載監視制度の導入。
- ⑤クロマグロに対する漁獲証明制度(CDS)の導入。



IOTC(インド洋まぐろ類委員会)
 <年次会合: 毎年5月又は6月開催>

- ①キハダの総漁獲可能量(TAC)の管理。
 (2027~2028年:436,867トン、日本:4,003トン)
- ②MP(管理方式)によるメバチの総漁獲可能量(TAC)の管理。
 (2026~2028年:92,670トン、日本4,237トン)
- ③まき網漁業について、小型魚が多く漁獲される集魚装置(FAD)の使用可能回数の制限。
- ④運搬船へのオブザーバー乗船による、はえ縄漁船の洋上転載監視制度の導入。



CCSBT(みなみまぐろ保存委員会)
 <年次会合: 毎年10月開催>

- ①MP(管理方式)によるミナミマグロの総漁獲可能量(TAC)の管理。
 (2024~2026年漁期:20,647トン、日本:7,247トン)
- ②ミナミマグロに対する漁獲証明制度(CDS)の導入。

※2026年7月17日現在の情報です。
 最新の会議結果についてはプレスリリースをご覧ください。